

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第 5 号)

平成 1 9 年 1 月 2 4 日

答 申 第 5 号
平成19年 1月24日

尼崎市長
白 井 文 様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会
会 長 村 上 武 則

公文書の不開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問について（答申）

平成18年7月20日付け尼緑遊第5025号の2による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成18年5月24日付け尼緑遊第3号の5による公文書不開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が平成18年5月24日付け尼緑遊第3号の5で行った不開示決定処分（以下「本件不開示決定処分」という。）については妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成18年4月17日付けで尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により行った「平成18年1月16日開催のあまがさき緑遊新都心地区保留地譲渡に係る事業企画審査委員会（以下「事業企画審査委員会」という。）の6人の委員の氏名及び役職」の公文書開示請求に対し、実施機関が、「事業企画審査委員会の6人の委員の氏名及び役職」（以下「本件公文書」という。）を、本市が職務上取得した文書であって、本市の職員が組織的に用いるものとして保有しているという状況により、条例第2条第2号に規定する「公文書」とであると判断し、また上記開示請求の対象と特定したうえ、平成18年5月24日に行った本件不開示決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が意見書において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

去る平成18年4月17日付けで、平成18年1月16日開催の事業企画審査委員会6人の委員の氏名及び役職について、公文書開示請求を行ったところ、5月24日に不開示の通知があった。その理由として、外部からの圧力や干渉を受ける恐れがあるから云々とあるが、もう既にコンペは終わっており、そのようなことは考えられず、その情報は、当然開示されるべきだと考える。また、次に予定するA2街区保留地の公募審査に影響を及ぼすとあるが、それは今回のコンペとは全く別の公募であり、審査メンバーも異なっている可能性がある。いずれにしてもA2街区と、本年1月に行われた保留地コンペとは関係の無い事である。多額の公的資金が投入された事業に係る保留地入札コンペ審査委員の氏名が公表できないのは納得出来ない。

客観的に納得できる、はっきりとした理由を具体的に説明し、その蓋然性をしめして欲しい。

3 異議申立人の実施機関の不開示理由に対する意見

また、異議申立人は意見陳述において、上記主張に加え、事業企画審査委員会における委員氏名等も含めた非公開での審査に対する疑問、今回のコンペ結果に対する疑問、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業に対する問題点なども述べている。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関が「不開示理由説明書」に記載した主張は、次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）施行のあまがさき緑遊

新都心土地区画整理事業における保留地（A1街区、A2街区）を民間事業者売却するに際し、民間事業者から提出される、ハード、ソフトに亘る事業企画案の建設計画に関する審査の基準づくり及び審査を行うため、都市機構が設置した学識経験者及び兵庫県、尼崎市、都市機構のそれぞれの職員で構成する事業企画審査委員会における審査委員の情報（氏名及び役職）である。

2 条例第7条第5号該当

条例第7条第5号では、「独立行政法人の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」については不開示情報であると規定している。

3 公文書開示に係る第三者意見

都市機構への意見照会では、「都市機構における、あまがさき緑遊新都心地区の保留地譲渡に係る審議に関する審査委員の情報であって、公にすることによって、今年度予定しているA2街区保留地の公募、審査について外部からの圧力や干渉を受けることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれる恐れがあるため、開示されると支障を生じる」との回答であった。

4 不開示理由

都市機構においては、A1街区保留地の譲受者募集を平成17年10月より行い、平成18年1月の事業企画審査委員会において、事業企画案の審査を行い事業者の評価、判定を決定し、同年2月に保留地の譲受者を決定しているが、平成18年度にA2街区保留地の処分を予定しており、A2街区保留地に係る民間事業者からの事業企画案の建設計画に関する審査基準づくり及び審査も、引き続き当該事業企画審査委員会で行うこととしている。

そのため、事業企画審査委員会委員の氏名及び役職を公にすることにより、A2街区保留地の公募、審査について外部からの圧力、干渉等により、事業企画審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、都市機構の事業に支障が生ずることになる。

また当該情報を開示することにより、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業の施行者である都市機構との協力、信頼関係が損なわれ、土地区画整理事業に支障が生ずるおそれもある。

したがって、本件公文書は条例第7条第5号に該当する。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たったの本審査委員会の基本的な考え方

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と公文書の原則開示を規定している。

これはこの条例の目的である「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を求める権利を明らかにし・・・実施機関の保有する情報の一層の公開を図り・・・市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進

めるのに資することを目的とする。」ということの保障を図るためである。しかしながら同時に、同条本文及び同条各号において不開示情報を規定し、公文書開示請求権の保障に対する個人や法人の権利利益の保護、行政の公正かつ円滑な運営を行うこととの調和を図っている。したがって、不開示情報については必要最小限で明確かつ合理的な範囲に限定されるものになっている。そのため不開示にすることができる情報であるかどうかの判断は、条例の目的に照らして厳格に判断されなければならない。

そこで、以下では本件公文書のうち異議申立てに係る情報が『不開示情報』に該当するかどうかについて判断を行っていくものとする。

2 条例第7条第5号該当性の判断

- (1) 条例第7条第5号においては、「本市の機関・・・独立行政法人等・・・の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報・・・であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については不開示情報と規定されている。
- (2) 実施機関の説明によると、事業企画審査委員会は、都市機構において保留地（A1街区、A2街区）（以下にも述べるが、同じく実施機関の説明によると上記区分は譲渡者決定の時期の差によるものであり、事業企画審査委員会が審査等を行うということに関しては一つのものであるということである。）を民間事業者売却するに際し、民間事業者から提出される、ハード、ソフトに亘る事業企画案の建設計画に関する審査の基準づくり及び審査を行うという内容のものであるため、事業企画審査委員会設置要綱において設置期間（審査期間）終了まで委員名簿を情報公開の対象としないと規定しているということである。
- (3) ここで、実施機関は、事業企画審査委員会委員の氏名及び役職を公にすることにより、A2街区保留地の公募、審査について外部からの圧力、干渉等により、事業企画審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、またそれにより都市機構の事業に支障が生ずることになると主張している。さらに、実施機関の意見照会に対して都市機構からも、委員名簿を開示することにより支障が生じるという意見があったということである。
- (4) それらの状況を考えれば、公的事業である上は、基本的にはガラス張りの透明な審査が必要であると考えられるものの、今回の事業企画審査委員会が行う事業企画案の競技の審査等については、予め客観的に内容を示した事業の請負業者を選定する一般の入札評価手続とは異なり、高度の専門的で微妙な審査・判断を必要とするものであると考えられ、実施機関が主張するように、委員の氏名等を開示すれば、委員への圧力、干渉等により率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることも否定できないものと判断する。

また、事業企画審査委員会設置要綱で設置期間（審査期間）終了後は委員名簿を開示請求の対象とすると規定しているのは、率直な意見を交換し中立的立場で審議を行うことができる環境を審査期間中に限って保持しようとするものであると考えられ、異議申立人が、多額の公的

資金が投入された事業に係る保留地入札コンペ審査委員の氏名が公表できないのは納得出来ないと主張する「知る権利」を阻害するものとは言い難い。

さらに、異議申立人は、A 1 街区、A 2 街区それぞれの保留地コンペに係る審査メンバーは全く別の公募であり、異なっている可能性があり、いずれにしてもA 1 街区、A 2 街区それぞれの保留地コンペは関係の無い事であるという主張を行っているが、事業企画審査委員会設置要綱にいうあまがさき緑遊新都心地区の企業向け施設用地とは、A 1 街区とA 2 街区を合わせた全ての保留地を指しているとのことであるため、その主張は当たらないものとする。

加えて、都市機構では、コンペ等の審査委員氏名等の情報は、相応の理由をもって審査終了後に公開の対象とする原則のもとで情報公開に対応してきており、審査委員もそれを前提に就任していると考えられることから、仮に尼崎市において当該情報を開示情報とした場合、都市機構の他の事業等への影響は大きいものと考えられる。

これらの理由により、本件公文書については条例第 7 条第 5 号の不開示情報に該当するものであり、事業企画審査委員会の審議が終了するまでは、不開示もやむをえないものと判断する。

- (5) なお、本審査委員会の本件に係る判断は上記のとおりであるが、情報の公開、開示が進められつつある状況を踏まえれば、事業の遂行上やむなしとは言え、特に都市機構におかれては、今後の積極的公開、開示に向けた努力、工夫が望まれるところである。

3 本件公文書に対する条例第 7 条第 6 号からの観点について

- (1) 条例第 7 条第 5 号に係る本審査委員会の判断は上記のとおりであるが、本件公文書を見ると条例第 7 条第 6 号からもその該当性の判断を行うことができる。

条例第 7 条第 6 号においては、「本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」について不開示情報と規定されている。

- (2) 実施機関は、本件公文書を開示することにより、あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業の施行者である都市機構との協力、信頼関係が損なわれ、土地区画整理事業に支障が生ずるおそれもあると主張している。この部分については条例第 7 条第 6 号の内容にかかるものと言え、実施機関に対する意見聴取によれば、上記のとおり事業企画審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、その結果都市機構の事業、ひいては本市の事務事業に支障が生ずることになるというポイントを強調している。

- (3) 上記のとおり委員の氏名等を開示すれば、事業企画審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものと判断されれば、当然にそれを開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えることができ、本件公文書は、条例第 7 条第 6 号にも該当するものとする。

4 結論

上記の理由により、「第 1 本審査委員会の結論」のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第2部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成18年 7月20日	・ 諮問書を受理
平成18年 9月19日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成18年11月 7日	・ 審議
平成18年11月27日	・ 実施機関の不開示理由説明 ・ 審議
平成18年12月11日	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成19年 1月24日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
米丸 恒治	神戸大学大学院教授 (法学研究科)	部会長
石橋 伸子	弁護士 (神戸シティ法律事務所)	
坂本 勝	龍谷大学法学部教授 (政治学科)	